

IV. 今後の検討課題

本検討委員会において、議論の俎上にはあがったが、十分に検討できなかつた事項について、今後の検討課題として以下に記す。

1. 市民後見（地域後見）のあり方の検討

- 利用促進法の施行により、今後一層、市民後見の実施が求められることが考えられる。
- 市民後見の実施に関しては、養成の費用対効果の問題のみでなく、市民個人が家庭裁判所により成年後見人等に選任される仕組みとするのか、それとも、市民が成年後見制度（司法）へ参画の機会と捉え権利擁護の推進を図るのか、などの整理が必要となる。
- 一つの考え方として、「地域後見」という考え方がある。市民後見人の特性（市民性）を明確にしたうえで「地域住民による支えあい」の仕組みの構築が考えられる。
- 福祉と司法の知識を持つ市民後見人適任者を養成したうえで、法人後見において、市民後見人適任者を履行補助者である「法人後見支援員」（仮称）として支援に携わる仕組み等も検討できる。そのうえで、法人後見を実施した社協の知見から、「市民が成年後見制度（司法）に参画することの意義」（市民性）を打ち出していく必要があるのではないか。

2. 制度間の狭間の課題への対応についての検討

- 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、必ずしもシームレスにつながっているとはいえない現状がある。
- 地域福祉権利擁護事業において制度の対象にならない方は、成年後見制度へつなぐということになるが、実際には、家庭裁判所の審判を受ける成年後見制度を利用することへの心理的なハードルは高く、それゆえに、利用を望まない人も少なくない。
- また、成年後見制度は経済的負担も大きく、市町村による助成事業である、成年後見制度利用支援事業も十分に予算化されていないことや、要綱上の制約がある等の課題がある。
- 必要であるが制度を利用していない（したくない）、かつ、福祉サービス利用援助での契約は難しい方が少なからず存在することは確かである。
- 成年後見制度利用支援事業の運用の柔軟化を求めるこことや、経済的な支援策の拡充を要望することと同時に、社協での支援を望む利用者への支援や、経済的な理由から制度を使うことができない方への支援を行うためにも、社協の権利擁護施策に関する財政基盤の強化が必要になる。

3. 地域包括支援体制における権利擁護支援の検討

- 地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が、日常生活圏域において一体的に提供される仕組みを、2025年までに構築することとしている。
- 一方で、権利擁護の観点からは、「どこに住まい」「どのような医療・介護等を受けるか」は当事者の権利であり、当事者ニーズに基づく提供体制の構築がなされることが、地域包括ケ

アシステムが機能しているかという指標になるのではないか。

- 権利擁護支援には、高齢・障害の分野を横断した対応が必要になり、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るために、権利擁護（支援）の推進が欠かせない。
- 地域包括支援体制の推進と同時に権利擁護（支援）の推進の検討をしていく必要がある。

4. 地域後見と社会福祉法人の社会貢献事業との連携に関する研究

- 市町村社協は、地域の理解を得ながら、地域で成年被後見人等を支える仕組みを社会福祉法人の地域公益活動として位置付け、地域の社会福祉法人との連携を強化することも検討できる。
- 例えば、地域に住まう成年被後見人等を、社会福祉法人と協働の取り組みにより支援をする仕組みや、社会福祉法人との協働した法人後見の運営等を模索することも考えられる。
- 地域福祉権利擁護事業の実践を活かして、地域住民が支えあう仕組み（＝地域後見型市民後見）も検討ができるのではないか。
- 京都府社協として、地域後見型市民後見のモデル事業等の取組み実施に向けた研究を行う。